

令和3年第4回羽咋市農業委員会会議録

- 1 日 時 委員会 令和3年4月26日(月)
開 会 午後1時28分 閉 会 午後2時03分
- 2 場 所 羽咋市役所401会議室
- 3 出席委員(11人)
①岩城 一成 ②屋後 浩幸 ③糺田 幸雄 ⑤松生 朋広
⑥澤田 稔 ⑦山本 泰夫 ⑧高田外喜子 ⑨山上 克秀
⑩四飯弥志宣 ⑪川井 良平 ⑫村 桂司
- 4 欠席委員(1人)
④徳和 己嗣
- 5 農地利用最適化推進委員の出席委員(5人)
⑮村田 清二 ⑰悦永 秀雄 ⑱芝田 俊幸 ㉑三宅 一徳
㉒長濱 義雄
- 6 農地利用最適化推進委員の欠席委員(7人)
⑬榊谷 武史 ⑭岡田 信夫 ⑯岡田 耕一 ⑰森田 三男
⑲南 邦夫 ㉒稲農 幹夫 ㉓瀬戸 明
- 7 事務局員 清水事務局長、後石原次長、瀧辺主事、神崎会計年度任用職員
- 8 付議案件
 - (1) 令和2年度事業経過報告及び決算について
 - (2) 令和3年度事業計画(案)及び予算について
 - (3) 農地法第3条の規定による許可の決定について
 - (4) 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について
 - (5) 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
 - (6) 農用地利用集積計画について
 - (7) 農地法第18条第6項の規定による通知について
 - (8) 農用地利用配分計画について
- 9 議事録署名委員 9番 山上委員 10番 四飯委員
- 10 会議の結果
議案6件及び報告2件についてはいずれも原案のとおり、許可(承認)された。
- 11 会議の概要
事務局長 それでは、ご案内の時間より少し早いんですが、今日出席される予定の方が皆さんおそろいになりましたので、ただいまから羽咋市農業委員会総会を開催いたします。
その前に、4月の定期人事異動で出口次長が農林水産課のほうへ異動になりました。後任に後石原次長が着任しましたので、一言ご挨拶申し上げます。
事務局次長 皆さん、ご苦労さまです。
4月の異動で農業委員会のほう異動になりました後石原です。まだ何も分かりませんが、よろしく願いいたします。
事務局長 どうもありがとうございます。

私と鴻辺につきましてはもう1年皆さんとお付き合いさせていただき
ますので、よろしくお願ひいたします。

事務局
事務局長

よろしくお願ひします。

それでは、ただいまから農業委員会総会を開催いたします。

それでは、委員さんの欠席届についてご報告申し上げます。4番、徳和
委員から欠席される旨の連絡を受けております。

ただいまの出席委員は11名であり、農業委員会等に関する法律第27条第
3項の規定に基づき、在任委員12人の過半数を超える出席でありますの
で、本日の委員会が成立していることをご報告いたします。

それでは、村会長からご挨拶をお願ひします。

議長
事務局長

(挨拶)

どうもありがとうございました。

それでは、本日の議件につきましてご案内いたします。

- ・議案第1号 令和2年度事業経過報告及び決算について
- ・議案第2号 令和3年度事業計画(案)及び予算について
- ・議案第3号 農地法第3条の規定による許可の決定について
- ・議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定に
ついて
- ・議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について
- ・議案第6号 農用地利用集積計画について
- ・報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について
- ・報告第2号 農用地利用配分計画について

となっております。

なお、この会議は会長が議長となりますので、以下の進行をお願ひいた
します。

議長

では、これより会議を開きます。

本日の議事録署名員に、9番 山上委員、10番 四飯委員を指名します。
よろしくお願ひします。

では、ただいまから審議に入ります。

「議案第1号 令和2年度事業経過報告及び決算について」並びに「議
案第2号 令和3年度事業計画(案)及び予算について」は関連がありま
すので、一括して議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

それでは、議案第1号 令和2年度事業経過報告及び決算についてご説
明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。

農業委員会の総会を年12回開催しております。

4ページのほうをご覧ください。

総会で審議していただきました農地法に係る取扱内容について記載し
てあります。

農地法第3条におかれましては、37件、第4条につきましては3件、第

5条につきましては12件、第18条の合意解約につきましては44件、畑転が5件、利用権設定が448筆となっております。

それでは、2ページのほうにお戻りください。

各種研修会及び大会につきましては、主なものを一覧として記載してあります。後ほどご覧になってください。

3ページのほうをご覧ください。

耕作放棄地対策といたしまして8月から10月にかけて全委員さんで市内の全農地のパトロールを行っていただいております。また、遊休農地の所有者につきましては、対象に利用意向調査を実施いたしております。

次に、各種事業及び調査といたしまして、機構集積支援事業など県の補助金を活用し、各種調査や農業者年金業務受託事業を行っております。

具体的な調査事項につきましては、県の指導によりまして荒廃農地調査や農地利用状況調査など農地の保全と有効利用を図るための調査や農業者年金の関係調査を行っております。

続きまして、5ページのほうをご覧ください。

令和2年度羽咋市農業委員決算についてでございます。

決算額につきましては、予算現額1,984万円に対して、決算額が1,823万8,000円となっております。なお、各事業の決算額につきましては、説明欄に記載してありますのでご確認をお願いいたします。

続きまして、「議案第2号 令和3年度事業計画(案)及び予算について」ご説明いたします。

6ページのほうをご覧ください。

事業計画(案)につきましては、昨年度と大きな相違はございませんが、(3)の遊休農地の発生防止と解消対策の推進で、エの再生困難な農地の非農地判断に向けた調査の実施を追加しております。

同じく(4)の農地に関する情報収集・提供及び相談活動の推進で農地台帳システムの情報最新化に取り組み「全国農地ナビ」の活用を推進する項目を新たに追加しております。

その他は特に変更はございませんので、各委員さんのご協力をお願いいたします。

次に、令和3年度の委員会総会及び県内研修会の予定につきましては、29頁に記載してございますので、また後ほど確認をお願いいたします。

現在の状況からいきますと変更もあるかと思えます。変更があった場合は、その都度ご案内いたしますので、よろしくをお願いいたします。

続きまして、8ページをご覧ください。

令和3年度羽咋市農業委員会の予算についてですが、全体で前年度当初予算額2,258万円に対しまして本年度当初予算額1,942万円となっております。

減額となりました理由につきましては、昨年度計上しておりました農地台帳システムの更新費用、この費用の削減によるものです。

なお、各事業の予算額は説明欄のほうに記載してありますので、ご覧に

なってください。以上です。

事務局長

補足を一点。

石川県の農業委員会大会ですが、今年度は羽咋市で開催される予定になっておりますので、皆さん、よろしくお願ひいたします。

議長

ただいま議案1号、2号を事務局より説明がございました。これについて何か委員の皆様からのご質問がございませんか。

全委員

なし。

議長

ご異議ございませんか。

では、ご異議なしと認め、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、異議なしと認め、「議案第1号」並びに「議案第2号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第3号 農地法第3条の規定による許可の決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局

「議案第3号 農地法第3条の規定による許可の決定について」ご説明いたします。

議案書の9ページをお開きください。

今回、申請地は〇〇町の田8筆で、面積は合計24,596㎡です。

位置図につきましては10ページ並びに11ページに記載されておりますので、ご確認ください。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

譲受人の申請事由は経営規模の拡大で、売買による所有権移転となっております。

譲受人の経営面積は964アールで、当該地区の下限面積の要件30アールを満たしております。

以上でございます。

議長

引き続き、担当委員さん、事務局のほう。

事務局

調査担当の〇〇委員より、譲渡人、譲受人の双方に確認したところ、譲り渡し後も農地で活用見込みであることから、許可に支障はない旨、連絡があったことを報告いたします。

議長

ありがとうございます。

担当委員さんもご異議なしということですが、ほかにご意見ございませんか。

全委員

なし。

議長

では、異議なしと認め、議案第3号は原案どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員

異議なし。

議長

では、異議なしと認め、「議案第3号」は原案どおり承認することに決定いたします。

次に、「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見

決定について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第4号 農地法第5条の規定による許可申請に対する意見決定について」ご説明いたします。

議案書の12ページをお開きください。

整理番号1番、申請地は〇〇町の畑1筆で、面積は256㎡です。

譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

位置図と現地の写真につきましては13ページに載せてありますので、ご確認ください。

転用目的は、譲受人の自己住宅用地とするための申請です。

申請地は、農振地域外で第1種住宅の用途に指定される都市計画区域内であり、規則第44条第3号に該当する第3種農地と判断します。

次に、整理番号2番、申請地は〇〇町の田1筆で、面積は411㎡です。譲渡人及び譲受人は議案書に記載のとおりです。

位置図と現地の写真については14ページにありますのでご確認ください。

今回、転用目的は、譲受人の自己住宅用地とするための申請です。

なお、この申請地なんですけれども、平成8年に一度転用の許可を受け、市内法人の資材置場用地として利用されていましたが、平成18年に賃貸借契約が終了し、その後はこちらの譲渡人の方が畑として管理されてきました。しかし、当時、資材置場に転用した際に登記地目の変更の申請がされておらず、現状も登記が田のままとなっています。そのため、資材置場から自己住宅用地に転用目的を変更し、譲受人を承継者とする計画変更申請のほうも同時に今回いただいております。

申請地については、農振地域内で用途指定のない都市計画区域にあり、市役所の支所である〇〇〇〇センターから300m以内に位置することから、規則第43条第2項ハに該当するため、第3種農地と判断します。

生産組合の同意を得ています。

土地改良区の同意につきましては、平成8年の転用の際に既に決済金をいただいているということで、今回はこちらに記載はしてありません。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

引き続きまして、担当委員さんのご意見を伺います。

整理番号1番、〇〇委員さん。

担当委員 〇〇さんから確認してきました。問題ないと思います。

議長 ありがとうございます。

整理番号2番、事務局。

事務局 調査担当の〇〇委員より、申請地の排水路側及び田側に擁壁を施工するなど、周辺の田及び耕作者に迷惑のかからないように事業を行うということを条件に、許可相当と判断する旨、事務局に連絡があったことを報告いたします。

議長 ありがとうございます。
ただいま事務局及び担当委員さんからご報告がありました。ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 では、原案どおり上申してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、異議なしと認め、「議案第4号」は原案どおり上申することに決定いたします。
次に、「議案第5号 農業振興地域整備計画の変更に係る意見決定について」を議題とします。
事務局の説明を求めます。

事務局 「議案第5号」につきまして、ご説明いたします。
議案書は15ページをお開きください。
まず、この議案についてですが、農林水産課より農業振興地域整備計画の変更について意見決定を求められているものとなっております。
農業振興地域整備計画とは、農業振興地域の整備に関する法律に基づき、優良な農地の確保と計画的な農業振興を図るため、市で策定した計画書です。
この計画書で指定された土地は農用地区域となりまして、いわゆる青地と呼ばれます。この農用地区域に指定された土地は、原則、農業の用途以外の目的に使用することができなくなっておりまして、農地以外に転用したい場合は、本件のように法律の手にのっとり、農用地区域から除外することが必要となっております。
それでは、今月の申請内容についてご説明していきます。議案書の16ページをお開きください。
農用地利用計画の変更の概要といたしまして、今回、(2)番、農用地区域からの除外の申請がありました。所在地は〇〇町の畑1筆で、面積は1,418㎡。位置図は17ページに記載されています。
申請者は〇〇〇〇〇〇株式会社の代表者として、目的は事業用地の拡張です。
あわせて、18ページお開きいただけますか。
この18ページの地図の中で、赤く塗った部分が今回申請されている土地なんですけれども、そのすぐ下にあります39-22という地番がついている筆、こちらの筆を現在法人として資材置場にして利用されています。既存の資材置場では手狭になったということで、今回、この土地に関しても資材置場として拡張したいという申請があったと聞いております。
なお、申請地については青地にはなっているんですけれども、長年耕作されておらず、草が生い茂っているような状態となっております。
また、今回、青地から除外された後には改めて農地転用の許可申請についてご審議いただくこととなります。申請は5月に出てくる予定ですので、その際はまた皆様の審議をよろしくお願いいたします。

- 以上でございます。
- 議長 ありがとうございます。
- ただいま「議案第5号」について事務局より説明がございました。この案件について、何か委員の皆さんのご質問等ございましたらよろしく願います。
- 今ほど事務局に話がありましたが、来月、転用の届が提出されて、現地確認を皆さんでしていただく予定であります。
- ご意見なければ、原案どおり承認してもよろしいでしょうか。
- 委員 ごめんなさい。ちょっと質問ですけれども、これは農業の事業に用している事業者じゃないの。
- 事務局 そうですね。農業以外の用途で使うので、今回、除外の申請が。
- 委員 今のこれ、もともとあるところは農振地域なんですか。
- 事務局 もともとあるところは山林で農用地区域ではなかったんです。
- 委員 山林。山林で事業やっておいでる。
- 事務局 そうですね。もともと山林だったところを資材置場にして事業をされていた。
- 委員 それを拡張するために農振地域を外して、事業の用に供したいと。
- 議長 これ、周り全部ほとんど山林でしょう。
- 事務局 周りほとんど山林ですね。
- 今回、議案書には資料を抜粋して載せてあるんですが、申請に当たって計画書ですとかそういったものは全て農林水産課のほうにご提出いただいています。
- 委員 一般的にそんなんありなんですか。
- 事務局 簡単にできるものではないです。
- 委員 できないのであれば、これができるという理由は。
- 事務局 農振除外をする際にはいろいろ条件、こういった要件をすべて満たせばできますよというルールも決められていまして。
- 委員 そしたら、そのルールをちょっと説明してあげると、これ、本当に大丈夫なのという。
- 議長 これ、既存の面積あるがいね。
- 事務局 そうですね。既存の資材置場があります。
- 議長 2分の1の。
- 委員 ああ、既存は農振地域以外のところや。その既存のところの山林でやれば農振地域じゃないと。この周り全部農振地域じゃないわけや。
- 事務局 いや、この周りにも農用地になっているところはあります。
- 委員 ということは、この場所でないとだめなんかっていう話の一つ出てくると思うんです。
- 事務局長 18ページの地図でいきますと、39-22、下ですが、この下、筆ありますわね。
- 議長 広いとこ。
- 事務局長 これがもう資材置場なんです。だから、これを拡張したいということで、

今回隣接したこの土地が選定されてます。

委員
事務局長

分かるんですけど。

そもそもですが、農振地域の見直しというのはここ何十年行っていないので、この辺りは山林も農振地域に入っているんです、実は。

委員
事務局長

ああ、そうなん。

なぜ青地したかといいますと、砂丘地でありまして、もともとここでスイカとか、そういう畑地にして農業振興をしていこうという計画があって青地になっていたんですが、現在、周りを見てみますと荒れてもう山林化しているような土地ばかりなんです。ですから、今後、農振地域を見直しするときには、ここら辺も少し白地等に変えていかないといけないかなという考えがあります。現在のところは、飛んで入ってきたわけではなくて、実際に資材置場として使用しているものの隣接しているところでありますので、農業振興地域の除外要件に当てはまるんです。そのほかの土地に代えるのが難しいとか、農振地域のはなっ端であることとか、いろいろあるんですが、そこで県と事前打合せしておりまして、県はやむを得ないという判断が出ております。

したがって、同時進行するために、今回、意見書を決定していただくということで案件として出しておるものであります。

委員
事務局長

ということは、今の39-22というところが資材置場で。

もう農地以外のものになっていると。

委員
事務局長

もう既になつとるわけや。

はい。

委員
事務局長

その横を農振地域だけでも除外するという話ねん。

そうそう、そうです。

委員
事務局

もともとのところはしなくて、ここだけするわけ。

もともとのところは青地じゃなかったんです。

委員

青地じゃないんで。ああ、そうか。青地じゃなく、今現在では青地だから白地にして。その分を囲んでやる。

事務局長

そうです。白地にして、初めて転用の申請を出していただくということです。

委員
事務局

それは最後に、結局、来月上がっんてくれんちゃね。

はい。

委員
事務局長

上がってきたらそれを県へ上げるわけや。

そうです。県は農業政策課で部署は一緒なんですけど、農業振興地域の変更の係と農地転用の係また違いますので、また許可も違いますのでということで、2段階ということで、最初に農業振興地域の農用地区域から白地に外すという意見をいただいて、それが県でオーケーだということになれば、閲覧期間とか設けなくちゃいけないんです、変更するためには。その閲覧期間もありますので、同時進行で進めましょうということで、今回、意見書の決定についてお願いして、来月には転用の申請が出てきて、許可をするかどうかという判断をしていただくということになります。

委員 分かりました。どうもありがとうございます。

議長 既存の資材置場があって初めて除外ができる話であって、この面積も既存のが倍以上あればいいんですね。小さければだめなんでしょう。

事務局 はい。既存施設の2分1と要件が決められているので、申請地だけを単純に青地から外そうと思ったら通らないんですけれども、今回、この既存施設があるということで、そこにどうしてもここじゃないとだめというような理由もいただいているので、今回、農振の除外にもしてもやむを得ないんじゃないかと意見を求めていることになっています。

事務局長 農林水産課としては、県と事前協議を行って、事前協議ではもういいですよという答えが出ておりますので、農業委員会に意見を求めているということになります。

議長 ほかに何か委員の皆さん、ご意見ございませんか。

委員 意見としてやけれども、この場所、青地外すという話やけれども、歯抜けだった場所なんか。要するに、飛び地なんか。青地の中のど真ん中というわけじゃないけど。

事務局 端っこのほうではありますね。

事務局長 農振の青地の端っこ。

委員 端っこなんか、ほんならいい。ど真ん中やったら困るけれども。

事務局 ただちょっと周囲にも少し点在は。

委員 端っこでと引っ張ってくるという話やな。

事務局 あとちょっと、この辺りも既に現地が青地なんですけれども、本当に耕作されてないところが多くて。

事務局長 山林化されておる、ほとんど。

事務局 山林で青地のところもあったりするので。

委員 昔はやっぱりここはスイカも作ってたところや。

事務局長 だから、スイカを作るために青地にしたんじゃないかなという経緯があるんです。

委員 原因分かったよ。はいはい。

議長 ほかにご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、原案どおり決定してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第5号」は原案どおり承認することに決定いたします。次に、「議案第6号 農用地利用集積計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「議案第6号 農用地利用集積計画について」説明いたします。

議案書につきましては19ページからとなっております。

利用権設定の概要は議案書21ページをご覧ください。

今回は田47筆、畑4筆の設定があり、合計面積は105,701㎡となっております。

権利設定期間別に見ますと、3年の田が3筆、5,385㎡で、5年の田が12筆で40,530㎡、6年の田が4筆で9,514㎡、10年以上の田が28筆で49,611㎡となっております。畑につきましては、5年が1筆で251㎡、6年が1筆で200㎡、10年以上が2筆で210㎡となっております。

申請件数は貸し手農家が22件、借り手農家が16件となっております。

各筆の明細の一覧につきましては、議案書22ページから25ページに記載されております。

申請件数は25件で、新規設定が17筆、再設定が34筆となっております。

なお、No.24、25番につきましては、農地中間管理機構を利用した集積計画一括方式による設定となっております。

案件全てが農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の規定要件を満たしております。

以上となっております。

議長 ただいま議案第6号について事務局より説明がございました。この案件について委員の皆様から何かご質問があればお受けします。

ご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 では、「議案第6号」は報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「議案第6号」は報告のとおり承認することに決定いたします。次に、「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」を議題とします。

事務局の説明を求めます。

事務局 「報告第1号 農地法第18条第6項の規定による通知について」でござ

います。

議案書26ページをご覧ください。

解約される農地につきましては10筆で、対象地、貸付人、借受人及び解約の概要は議案書に記載されているとおりにとなっております。

この中でNo.2の議案第1号につきましては、農地を売買することからこれまでの権利設定を解約するものとなっております。

以上です。

議長 「報告第1号」、ただいま事務局よりありましたが、何かご意見ありませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告どおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第1号」は報告のとおり承認することに決定いたします。次に、「報告第2号 農用地利用配分計画について」を議題とします。事務局の説明を求めます。

事務局 それでは、「報告第2号 農用地利用配分計画について」でござ

います。

今回の報告につきましては、3月に中間管理機構から通知されたもので、田1筆の受け手の報告がありました。

対象地につきましては、受け手は議案書に記載のとおりとなっております。

以上でございます。

議長 ありがとうございます。

ただいま「報告第2号」について事務局より説明がありました。これについても何かご意見ございませんか。

全委員 なし。

議長 なければ、報告のとおり承認してもよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

議長 では、「報告第2号」についても報告のとおり承認決定いたします。

以上で本日の全議案が終了しました。

一旦ここで閉会をして、その他の案件に入りたいと思います。

終 了

議事録署名人 会 長

署名人

署名人